Ⅴ　物価高騰に係る対応の説明

令和７年度決算　物価高騰に係る対応に要した経費

（単位：円）

所属	区分	款	項	目	事　業　名	経　費
政策調整課	補正	02	01	07	路線バス・タクシー維持促進事業	13,145,170
税務課	当初	02	01	14	定額減税調整給付事業	415,967,402
生活福祉課	繰越	03	01	01	低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金給付事業	36,183,952
生活福祉課	補正	03	01	01	低所得世帯に対する物価高騰対応生活支援給付金給付事業	5,974
障がい者福祉課	補正	03	01	02	障がい者福祉管理事業	588,500
すくすく子育て相談室	補正	03	02	01	産後支援事業	25,000
すくすく子育て相談室	補正	03	02	01	子育て支援センター事業	125,000
子育て支援課	補正	03	02	01	子ども食堂・フードパントリー支援事業	650,000
こども保育課	補正	03	02	01	民間保育所運営委託事業	1,400,000
こども保育課	補正	03	02	01	民間認定こども園・幼稚園等給付費支給事業	200,000
こども保育課	補正 繰越	03	02	01	民間保育所助成事業	13,810,850
こども保育課	当初 補正 繰越	03	02	01	民間放課後児童健全育成事業	1,269,500
子育て支援課	補正	03	02	02	物価高対応子育て応援手当支給事業	297,469,464
子育て支援課	補正	03	02	02	大学生年代応援事業	0
こども保育課	当初	03	02	03	公立保育所管理運営事業	12,008,160
水道課	補正	04	03	01	水道事業会計繰出事業	156,000,000
農業振興課	補正	06	01	03	園芸振興事業	41,000
農業振興課	補正	06	01	03	農作物災害対策事業	41,000
産業振興課	補正	07	01	02	ちょこっとおたすけ絆サポート券全世帯配布事業	282,324,744
産業振興課	補正	07	01	02	第５弾ちょこっとおたすけ絆サポート券全世帯配布事業	33,506,384
産業振興課	補正	07	01	02	物価高騰利益減対策事業	1,914
学校教育課	補正	10	01	03	準要保護世帯入学支援事業	0
学校給食課	当初	10	07	01	給食センター管理運営事業	71,951,795
学校給食課	当初 繰越	10	07	01	給食を喫食していない児童・生徒の保護者へのちょこっとおたすけ絆サポート券配布事業	2,946,950
一般会計合計						1,339,662,759

ⅰ　一般会計の状況

事業名		路線バス・タクシー維持促進事業			5242-01
款	02	総務費	担当課	政策調整課	
項	01	総務管理費		現年	前年度からの繰越
目	07	企画費	物価高騰対応経費	13,145,170円	―
事業の目的		市民が安全、便利、快適に移動できるよう民間路線バス・タクシーの維持・継続を図る。			
事業の概要		民間路線バス、タクシーの維持・継続に向けて事業者等との協議や支援を実施する。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　13,145,170円

・物価高騰対応路線バス運行確保・継続事業補助金の交付

物価高騰等の影響を緩和し、地域に不可欠な交通手段である路線バスの運行を継続するため、朝日自動車株式会社に対し、東鷲宮駅西口～豊野コミュニティセンター線の従前から交付している路線バス運行事業補助金に加え、緊急の財政支援を行った。

その結果、路線バスの運行が維持された。

事業名		定額減税調整給付事業			1174-10
款	02	総務費	担当課	税務課	
項	01	総務管理費		現年	前年度からの繰越
目	14	市民生活費	物価高騰対応経費	415,967,402円	―
事業の目的		「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、賃金上昇が物価高に追い付いていない市民の負担軽減を図る。			
事業の概要		物価高における市民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、市民の可処分所得を直接的に下支えする定額減税が行われ、定額減税しきれない方に対して給付を行う。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】

令和6年度に支給した定額減税補足給付金の算定に際し、令和5年所得を基にした推定額を用いて算定したことにより、結果として不足が生じた方などに対し、当該不足分を支給した。

1　給付スケジュール

（1）確認書等発送日　不足額給付Ⅰ型　令和7年8月25日

不足額給付Ⅱ型　（専従者）令和7年8月25日

（その他）令和7年9月24日から順次発送

（2）受付期限　令和7年10月31日

2　給付実績

	不足額給付Ⅰ型	不足額給付Ⅱ型		合計
		専従者	その他	
対象者	本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者	定額減税対象外であり、かつ、低所得世帯向け給付にも該当しなかった者		
対象件数	11,741件	331件	1,594件	13,666件
給付件数	11,341件	322件	1,516件	13,179件
給付額	323,120,000円	12,670,000円	51,310,000円	387,100,000円
給付率	96.6%	97.3%	95.1%	96.4%

事業名		低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金給付事業			1172-10
款	03	民生費	担当課	生活福祉課	
項	01	社会福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	社会福祉総務費	物価高騰対応経費	0円	36,183,952円
事業の目的		物価高騰の影響を受けている低所得世帯の生活を支援するため、令和6年度分の非課税世帯等に対して現金を給付する。			
事業の概要		基準日 令和6年12月13日 給付額 ①非課税世帯 3万円/世帯 ②非課税世帯のこども加算 2万円/児童 申込期限 非課税世帯、非課税世帯のこども加算 令和7年6月30日			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応（生活者支援）】
物価高騰の影響を受けている低所得世帯の生活を支援するために現金を給付した。

【前年度からの繰越事業（繰越明許）】　36,183,952円
・事業の実績、内訳
〇扶助費
・令和6年度住民税非課税世帯への給付金（3万円/世帯）※こども加算2万円/児童含む　20,680,000円

・令和6年度から令和7年度へ繰り越した理由
1月補正予算で計上したため、履行期間が短く年度内での事業完了が困難であったため。

事業名		低所得世帯に対する物価高騰対応生活支援給付金給付事業			1172-12
款	03	民生費	担当課	生活福祉課	
項	01	社会福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	社会福祉総務費	物価高騰対応経費	5,974円	―
事業の目的		物価高騰の影響を受けている低所得世帯の生活を支援するため、令和7年度分の住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯に対して現金を給付する。			
事業の概要		基準日　令和8年1月1日 給付額　1世帯2万円 対象　令和7年度の住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯 申込期限　令和8年11月2日			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応（生活者支援）】　5,974円
・消耗品費　5,974円

【翌年度への繰越事業（繰越明許）】　337,450,026円
・令和7年度から令和8年度へ繰り越した理由
2月補正予算で計上したため、履行期間が短く年度内での事業完了が困難であったため。

事業名		障がい者福祉管理事業			1156-02
款	03	民生費	担当課	障がい者福祉課	
項	01	社会福祉費		現年	前年度からの繰越
目	02	障害者福祉費	物価高騰対応経費	588,500円	―
事業の目的		障害福祉関連事業を実施するにあたり、共通する管理費をまとめることで各事業を円滑に実施する。			
事業の概要		障がい者福祉に係る情報を適切に処理し、各事業の円滑かつ効果的な実施を図る。 障がい者福祉課及び総合支所福祉健康担当（障害福祉担当）の経常的な管理費を支出する。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　588,500円

原油価格・物価高騰の影響により増大する光熱費等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、市内の障がい者相談支援事業所等を運営する法人に対し、財政的支援を行った。

	指定特定相談支援事業所	障がい児(者)生活サポート事業所	地域活動支援センター	計
1回目 （移動支援）	120,200円	55,400円	60,700円	236,300円
2回目 （光熱費支援）	129,600円	43,200円	179,400円	352,200円

事業名		産後支援事業			2112-13
款	03	民生費	担当課	すくすく子育て相談室	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	児童福祉総務費	物価高騰対応経費	25,000円	―
事業の目的		核家族化や子育ての孤立化が進行し、産後の不安や子育てに関する悩みを抱えた家庭に対し、家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して育児に臨めるよう支援する。			
事業の概要		・産後支援ヘルパー派遣　委託により家事援助を必要とする家庭にヘルパーの派遣を行う。 ・産後サポート　産後1年未満の母子を対象に教室を月1回開催する。 ・産後ケア　産後1年未満の母子を対象に、直営の訪問型や、委託によりデイサービス型・宿泊型を実施することで、母子の健康状況確認や育児手技の指導等を行う。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　25,000円

・物価高騰の影響を受けている産後ケア委託事業所への緊急支援

物価高騰等に伴う光熱費等の負担増加を緩和し、事業運営の継続を支援するため、産後ケア委託事業所に対し補助金を交付した。その結果、産後ケア委託事業所運営の安定化に寄与し、支援の質を維持することができた。

事業名		子育て支援センター事業			2114-05
款	03	民生費	担当課	すくすく子育て相談室	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	児童福祉総務費	物価高騰対応経費	125,000円	―
事業の目的		地域における子育て支援拠点としてのセンターの充実を図り、子育て支援を推進する。			
事業の概要		子育て中の方を対象に親子の交流の場を提供し、親子交流会、育児相談の開催、子育てサークルの育成、子育て情報の提供等を行う。 地域子育て支援センター：15か所 一般型：７か所（うち公立２か所） 公立幼稚園：8か所			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　125,000円

・物価高騰の影響を受けている子育て支援センターへの緊急支援

物価高騰等に伴う光熱費等の負担増加を緩和し、事業運営の継続を支援するため、子育て支援センターに対し補助金を交付した。その結果、子育て支援センター運営の安定化に寄与し、支援の質を維持することができた。

事業名		子ども食堂・フードパントリー支援事業			2122-14
款	03	民生費	担当課	子育て支援課	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	児童福祉総務費	物価高騰対応経費	650,000円	―
事業の目的		市内におけるこども食堂及びフードパントリーの活動を推進する。			
事業の概要		・こども食堂及びフードパントリーの活動を行う団体のネットワーク化を推進する。 ・加須市子育て応援子ども食堂・フードパントリー団体連絡会の運営に対し補助金を交付する。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　650,000円

・子ども食堂・フードパントリー活動団体に物価高騰の影響緩和のための補助金を交付

物価高騰の影響を受けている子ども食堂及びフードパントリー活動団体の負担を軽減し、もって、低所得のひとり親家庭等の生活を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、加須市子育て応援子ども食堂・フードパントリー団体連絡会に補助金を交付した。

補助金額　650,000円

事業名		民間保育所運営委託事業			2131-02
款	03	民生費	担当課	こども保育課	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	児童福祉総務費	物価高騰対応経費	1,400,000円	―
事業の目的		保育を希望する乳幼児の保育を委託し、子育てと仕事の両立を支援するとともに、保育サービスの充実を図る。			
事業の概要		保育所で保育の利用を行った場合、国が定める公定価格に基づいて、給付費を各保育所に支出する。(市内公立保育所を除く) ※なお、公定価格は入所児童の年齢、保育所の規模、場所、運営状況により決められている。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　1,400,000円

民間保育所に対する教育・保育給付費（委託費）は、国が示す公定価格をもとに算出する。

令和7年度に限り、物価上昇を受けて安定的な教育・保育を継続して提供することを目的とした『運営継続支援臨時加算』が創設され、1施設当たり100,000円を加算した。

事業名		民間認定こども園・幼稚園等給付費支給事業			2131-03
款	03	民生費	担当課	こども保育課	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	児童福祉総務費	物価高騰対応経費	200,000円	―
事業の目的		就学前（0～5歳）児童に必要に応じた保育・教育を提供し、保育・教育の適正化と子育て家庭への支援を図る。			
事業の概要		就学前(0～5歳）児童の認定区分ごとに保育･教育を提供する。保育又は教育を提供した民間施設（子ども･子育て支援新制度に移行した私立幼稚園,認定こども園及び地域型保育施設）は、利用した児童分の施設型給付費を市に請求し、市は確認のうえ施設に支払う（法定代理受領)。 単価は児童の年齢、園の定員による。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　200,000円

民間認定こども園に対する教育・保育給付費は、国が示す公定価格をもとに算出する。

令和7年度に限り、物価上昇を受けて安定的な教育・保育を継続して提供することを目的とした『運営継続支援臨時加算』が創設され、1施設当たり100,000円を加算した。

事業名		民間保育所助成事業			2131-12
款	03	民生費	担当課	こども保育課	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	児童福祉総務費	物価高騰対応経費	6,389,390円	7,421,460円
事業の目的		保育環境の整備・充実を図り保育サービスの充実に資する。			
事業の概要		・民間保育所振興費 定員1人5,000円、4月1日入園児1人2,000円。職員1人9,000円。日本スポーツ振興センター共済掛金1人375円。 ・民間保育所歯科検診費 15,000円～30,000円 ・民間保育所施設整備費助成 年間に20万円（毎年1施設の補助）			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　6,389,390円

・物価高騰対策補助金

県の補助金を活用し、光熱費・食料品価格等の物価高騰により、厳しい状況に置かれている民間の保育所等の運営継続を支援するため、財政支援を行った。

【前年度からの繰越事業（繰越明許）】　7,421,460円

・前年度からの繰越事業の内容

物価高騰の影響を受けている民間保育施設への緊急支援（7,421,460円）

・ 令和6年度から令和7年度へ繰り越した理由

令和7年2月に補正した事業であり、年度内の完了が見込めなかったため。

事業名		民間放課後児童健全育成事業			2133-03
款	03	民生費	担当課	こども保育課	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	01	児童福祉総務費	物価高騰対応経費	959,000円	310,500円
事業の目的		放課後の時間帯や長期休業期間中の就労等により家庭保育ができない保護者に代わり、家庭的機能の補完を行いながら児童の生活の場を提供し、子育ての支援及び児童の健全な育成を図る。			
事業の概要		民間放課後児童クラブに事業委託し、放課後児童健全育成事業を実施する。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　959,000円

・物価高騰の影響を受けている民間放課後児童クラブへの緊急支援（9,000円）

物価高騰等に伴う光熱費の負担増加を緩和し、事業運営の継続を支援するため、民間放課後児童クラブに対し補助金を交付した。その結果、民間放課後児童クラブ運営の安定化に寄与し、支援の質を維持することができた。

・地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（950,000円）

令和7年度に限り、安定的な地域子ども・子育て支援事業の継続が困難の状況にあることから、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう物品の購入に係る経費に対する補助を行った。

【前年度からの繰越事業（繰越明許）】　310,500円

・物価高騰の影響を受けている民間放課後児童クラブへの緊急支援

当該補助については、埼玉県の補助金（県1/2）を活用して実施した。

・令和6年度から令和7年度へ繰り越した理由

令和7年2月に補正した事業であり、年度内の完了が見込めなかったため。

事業名		物価高対応子育て応援手当支給事業			2113-27
款	03	民生費	担当課	子育て支援課	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	02	児童措置費	物価高騰対応経費	297,469,464円	―
事業の目的		こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯に対して、「物価高対応子育て応援手当」を支給する。			
事業の概要		高校生年代までのこども一人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給する。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】 297,469,464円

・物価高対応子育て応援手当の支給

物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯に対し、対象児童一人当たり 2 万円分の「物価高対応子育て応援手当」を支給することにより、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることができた。

1 対象児童

①令和7年9月分（同年9月に出生した児童については同年10月分）の児童手当の支給対象児童

②令和7年10月から令和8年3月までの間に出生した児童

2 支給対象者

①令和7年9月分（同年9月に出生した児童については同年10月分）の児童手当の支給対象児童の児童手当の受給者

（当該受給者の配偶者が令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの間に、当該受給者と離婚（離婚調停中等を含む。）し、新たに受給者となった場合は、原則として当該受給者の配偶者）

②令和7年10月から令和8年3月までの間に出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3 支給額 対象児童一人につき2万円

4 支給状況

(1)支給者数 8,516人（施設受給者を含む）

(2)支給対象児童 14,673人

(3)支給済額 293,460,000円

【翌年度への繰越事業（繰越明許）】 26,740,000円

・翌年度への繰越事業の内容

物価高対応子育て応援手当の支給（26,740,000円）

・令和7年度から令和8年度へ繰り越す理由

令和8年3月31日までに出生した児童が対象となることから、年度内の事業完了が困難であるため。

事業名		大学生年代応援事業			2113-28
款	03	民生費	担当課	子育て支援課	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	02	児童措置費	物価高騰対応経費	0円	―
事業の目的		物価高騰の影響を受けている大学生年代がいる世帯を支援する。			
事業の概要		国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、対象者一人につき2万円分のデジタルギフト等を配布する。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　0円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、物価高の影響を受けている大学生年代がいる世帯を支援するため、対象者一人につき2万円分のデジタルギフト等を配布する。

1　支援の内容

区　分	内　容
支給対象者	想定対象者数4,200人 令和8年1月1日現在、本市に住民登録されている大学生年代の者 （大学生年代：平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれ）
支　給　額	対象者一人につき2万円分のデジタルギフト等
配布方法	電子マネー又はギフトカード
配布時期	令和8年6月以降案内通知送付予定

2　経過

年月日	内　容　等
令和8年2月20日	補正予算議決
令和8年2月20日～ 令和8年3月19日	仕様の作成等
令和8年3月19日	指名競争入札執行
令和8年3月27日	契約締結

【翌年度への繰越事業（繰越明許）】　110,677,302円

・翌年度への繰越事業の内容

大学生年代がいる世帯に対するデジタルギフト等の配布（110,677,302円）

・令和7年度から令和8年度へ繰り越す理由

令和8年第1回定例会で補正予算措置したことから、年度内の事業完了が困難であるため。

事業名		公立保育所管理運営事業			2131-13
款	03	民生費	担当課	こども保育課	
項	02	児童福祉費		現年	前年度からの繰越
目	03	児童福祉施設費	物価高騰対応経費	12,008,160円	―
事業の目的		公立保育所において、保育を必要とする児童の保育を実施し、子育てと仕事の両立への支援を行う。			
事業の概要		公立保育所（6ヶ所）の運営管理 第一保育所、こすもす保育園、第四保育所 騎西保育所、北川辺保育所、わらべ保育園			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　12,008,160円

・ 長引く食料品価格高騰の影響を受け、安定した給食の提供を維持するため、公立保育所6ヶ所の給食賄材料費の物価高騰に対応した。

事業名		水道事業会計繰出事業			1343-07
款	04	衛生費	担当課	水道課	
項	03	水道費		現年	前年度からの繰越
目	01	水道費	物価高騰対応経費	156,000,000円	―
事業の目的		物価高騰の影響を受けている市民生活及び事業活動の支援として、全世帯及び全事業所（官公庁等除く。）の水道基本料金を免除することにより生じる水道事業会計の減収分を補填し、水道事業運営の安定化を図る。			
事業の概要		6ケ月分（令和8年2月～令和8年7月検針分）の水道基本料金の免除することにより生じる水道事業会計の減収分を繰出金として適正に措置する。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】156,000,000円

・物価高騰の影響を受けている市民生活及び事業活動を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全世帯及び全事業所（官公庁を除く。）の水道基本料金を以下の期間において一時的に免除した。

・令和7年2月～令和7年5月の4箇月（令和7年度分は令和7年4月～5月の2箇月）

・令和8年2月～令和8年7月の6箇月（令和7年度分は令和8年2月～3月の2箇月）

・水道基本料金の免除に伴い、水道事業会計の水道料金収入が減収となったため、一般会計が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、水道事業会計へ繰出金として措置したことにより、水道事業運営の安定化を図ることができた。

1　対象

全世帯及び全事業所　約51,000件（官公庁を除く。）

2　令和7年度 水道基本料金免除実績等【第5弾】

（1）免除期間　令和7年4月～5月（2箇月間）

（2）免除件数　51,172件

（3）免 除 額　52,200,005円

※ 令和6年度繰出金 104,000,000 円のうち、令和 7 年度分として水道事業会計へ繰り入れた52,000,000円を充当した。

3　令和7年度 水道基本料金免除実績等【第6弾】

（1）免除期間　令和8年2月～3月（2箇月間）

（2）免除件数　51,672件

（3）免 除 額　52,763,492円

（4）繰 出 額　156,000,000円（令和7年度分：52,000,000円・令和8年度分104,000,000円）

※ 繰出金 156,000,000 円のうち 104,000,000 円は、令和 8 年度免除分（4 月～7 月検針分）のため、令和8年度水道事業会計へ繰り入れた。

事業名		園芸振興事業			3212-07
款	06	農林水産業費	担当課	農業振興課	
項	01	農業費		現年	前年度からの繰越
目	03	農業振興費	物価高騰対応経費	41,000円	―
事業の目的		園芸農家関係団体の活動への支援を通じ、園芸農家の経営の安定・合理化、産地力の強化促進する。			
事業の概要		・園芸農業者（野菜・果樹）で組織する各農業団体に補助金を交付し、活動を支援。（野菜4団体、果樹3団体）			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　10,250,000円
　物価高騰の影響を受けている農業者の負担を軽減し、基幹産業である農業の活性化を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、施設園芸農家が農業生産資材を購入する費用の一部を支援する（施設園芸農家農業生産資材補助金）。

・事務手続きに関する消耗品　41,000円

【翌年度への繰越事業（繰越明許）】　10,209,000円
・翌年度への繰越事業の内容
　施設園芸農家農業生産資材補助金手続きに要する職員手当　209,000円
　施設園芸農家農業生産資材補助金　10,000,000円

・令和7年度から令和8年度へ繰り越す理由
　令和8年中に購入する施設園芸資材の一部を補助することから、年度内に事業が完了しないため。

事業名		農作物災害対策事業			3212-11
款	06	農林水産業費	担当課	農業振興課	
項	01	農業費		現年	前年度からの繰越
目	03	農業振興費	物価高騰対応経費	41,000円	―
事業の目的		天災による災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助及び農業経営に必要な資金の補助等を構ずることにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。			
事業の概要		被害状況を勘案し、病害虫の防除用農薬購入費、樹勢・草勢の回復用肥料購入費等、農業用施設の建設費及び農業経営の継続に対する取組支援の助成を行う。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　7,590,000円
　物価高騰の影響を受けている農業者の負担を軽減し、基幹産業である農業の活性化を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、収入保険に加入する農業者が支払う保険料の一部を支援する（農業経営収入保険加入促進事業補助金）。

・事務手続きに関する消耗品　41,000円

【翌年度への繰越事業（繰越明許）】　7,549,000円
・翌年度への繰越事業の内容
　農業経営収入保険加入促進事業補助金手続きに要する職員手当　209,000円
　農業経営収入保険加入促進事業補助金　7,340,000円

・令和7年度から令和8年度へ繰り越す理由
　令和8年中に支払いする保険料の一部を補助することから、年度内に事業が完了しないため。

事業名		ちょこっとおたすけ絆サポート券全世帯配布事業			3231-19
款	07	商工費	担当課	産業振興課	
項	01	商工費		現年	前年度からの繰越
目	02	商工業振興費	物価高騰対応経費	282,324,744円	―
事業の目的		物価高騰等の影響を受けている全ての市民の生活を支援及び市内経済の活性化を図るため、市内全世帯に「ちょこっとおたすけ絆サポート券（第4弾）」を配布する。			
事業の概要		加須市商工会が発行するちょこっとおたすけ絆サポート券を全世帯に配布する。 対象者：令和7年7月1日時点で加須市に住民登録がある世帯の世帯主 配布額：1世帯あたり5,000円分 配布方法：簡易書留郵便 利用期間：9月1日から2月28日まで 取扱店舗：ちょこっとおたすけ絆サポート券取扱店			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　282,324,744円

物価高騰等の影響を受けている全ての市民の生活支援及び市内経済の活性化を図るため、加須市商工会が発行する「ちょこっとおたすけ絆サポート券」1世帯あたり5,000円分を全世帯に配布した。

・配布状況

配布対象世帯数　52,015世帯（令和7年7月1日現在世帯数）

実配布世帯数　　51,394世帯（令和8年1月19日配布完了後）

・利用期限

令和8年2月28日まで



・換金状況等（令和8年3月31日時点最終実績）

換金額　241,485,000円

換金率　93.97%

・取扱店舗数

令和7年7月31日現在　727店舗

事業名		第５弾ちょこっとおたすけ絆サポート券全世帯配布事業			3231-20
款	07	商工費	担当課	産業振興課	
項	01	商工費		現年	前年度からの繰越
目	02	商工業振興費	物価高騰対応経費	33,506,384円	—
事業の目的		物価高騰等の影響を受けている全ての市民の生活を支援及び市内経済の活性化を図るため、市内全世帯に「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を配布する。			
事業の概要		加須市商工会が発行するちょこっとおたすけ絆サポート券を全世帯に配布する。 対象者：令和８年１月１日時点で加須市に住民登録がある世帯の世帯主 配布額：１世帯あたり 10,000 円分 配布方法：簡易書留郵便 利用期間：３月１日から８月 31 日まで 取扱店舗：ちょこっとおたすけ絆サポート券取扱店			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　33,506,384 円

・ 物価高騰等の影響を受けている全ての市民の生活支援及び市内経済の活性化を図るため、加須市商工会が発行する「ちょこっとおたすけ絆サポート券」１世帯あたり 10,000 円分を全世帯に配布した。

・ 配布状況

配布世帯数　52,253 世帯（令和８年１月１日現在世帯数）

配達開始　　令和８年３月下旬

※実配布数については、翌年度への繰り越しにつき、未確定。

・ 利用期限

令和８年８月 31 日まで

・ 取扱店舗数

令和８年１月 31 日現在　741 店舗



【翌年度への繰越事業（繰越明許）】　559,843,616 円

・ 翌年度への繰越事業の内容

令和８年１月１日時点で加須市に住民登録がある世帯の世帯主に対してちょこっとおたすけ絆サポート券を支給。（10,000 円分）

・ 令和７年度から令和８年度へ繰り越す理由

ちょこっとおたすけ絆サポート券の換金期間が令和８年度に差し掛かるため。

事業名		物価高騰利益減対策事業			3231-21
款	07	商工費	担当課	産業振興課	
項	01	商工費		現年	前年度からの繰越
目	02	商工業振興費	物価高騰対応経費	1,914円	―
事業の目的		物価高騰の影響で利益を確保することが困難な経営環境が続く中で、中小企業者の事業継続を支援するため、市独自の給付金を支給することで、事業継続の下支えを図る。			
事業の概要		直近の決算（1年分）の売上総利益又は営業利益が前年同期分と比較して20万円以上減少している市内事業者（主たる事業が農林水産業の事業者を除く。）で、法人の場合は令和7年1月1日時点及び申請時点で市内に本店を有する法人、個人事業者の場合は令和7年1月1日時点及び申請時点で市内に住所を有する個人に対し、1事業者一律10万円を給付する。			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　1,914円

・直近の決算（1年分）の売上総利益又は営業利益が前年同期分と比較して20万円以上減少している市内事業者（主たる事業が農林水産業の事業者を除く。）で、法人の場合は令和7年1月1日時点及び申請時点で市内に本店を有する法人、個人事業者の場合は令和7年1月1日時点及び申請時点で市内に住所を有する個人に対し、1事業者一律10万円を給付する。

・申請期間
令和8年5月20日から令和8年8月31日まで

【翌年度への繰越事業（繰越明許）】　31,048,086円

・　翌年度への繰越事業の内容
直近の決算の売上総利益又は営業利益が前年同期分と比較して20万円以上減少している市内事業者（法人及び個人事業者）へ、1事業者一律10万円を給付する。

・　令和7年度から令和8年度へ繰り越す理由
申請開始、給付開始が令和8年度中に実施であるため。

事業名		準要保護世帯入学支援事業			2122-16
款	10	教育費	担当課	学校教育課	
項	01	教育総務費	学校教育課	現年	前年度からの繰越
目	03	教育振興費	物価高騰対応経費	0円	―
事業の目的		物価高騰の影響を受けている家計における教育費を支援し、経済的な負担の軽減を図るため、令和8年4月に小・中学校に入学する児童生徒がいる準要保護世帯に対し、「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を配布する。			
事業の概要		加須市商工会が発行するちょこっとおたすけ絆サポート券を準要保護世帯に配布する。 対象者：令和8年4月に小・中学校に入学する児童生徒がいる準要保護世帯の世帯主 配布額：小学校10,000円分、中学校20,000円分 配布方法：簡易書留郵便 利用期間：4月1日から9月30日まで 取扱店舗：ちょこっとおたすけ絆サポート券取扱店			

物価高騰に係る対応

【物価高騰に係る対応】　　0円

・ 令和8年4月に小・中学校に入学する児童生徒がいる準要保護世帯141世帯に対し、ちょこっとおたすけ絆サポート券を配布するための準備を行った。

・ 利用期間
　4月1日から9月30日まで

・ 取扱店舗数
　令和8年3月31日現在　728店舗



【翌年度への繰越事業（繰越明許）】　2,991,000円

・ 翌年度への繰越事業の内容
　令和7年度就学援助受給者のうち、令和8年4月に小学校または中学校に入学する児童生徒がいる世帯に対して、小学校10,000円分、中学校20,000円分のちょこっとおたすけ絆サポート券を支給。

・ 令和7年度から令和8年度へ繰り越す理由
　ちょこっとおたすけ絆サポート券の配布及び換金期間が令和8年度となるため。

事業名		給食センター管理運営事業			2213-01
款	10	教育費	担当課	学校給食課	
項	07	学校給食費		現年	前年度からの繰越
目	01	学校給食費	物価高騰対応経費	71,951,795円	―
事業の目的		児童生徒の心身の健全な発達に資するため、学校給食センターを適正に管理運営し、栄養バランスに優れた安全安心な学校給食を提供する。			
事業の概要		各給食センターの施設を最大限に活用し栄養バランスに優れた安全安心でおいしい給食を継続的に提供する。 各給食センターの維持管理及び衛生管理の徹底を図る。また必要に応じて修繕を行う。 地場産野菜等の使用の拡大を図る。			

物価高騰に係る対応

・物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯に対し、市立小・中学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費を一時的に免除した。その結果、臨時の生活支援を行うことができた。

免除期間：令和7年4月～令和7年9月（8月を除く）
対象人数：37,121人（延べ人数）
免 除 額：148,548,083円

・長引く物価高騰により、学校給食の食材価格への影響が出ている中、保護者の負担を増やすことなく、引き続き、質や量を確保した学校給食が提供できるよう賄材料費の高騰分を支援した。
その結果、安全安心な学校給食を継続して提供することができた。

支援期間：令和7年4月～令和8年3月
支 援 額：71,951,795円

事業名		給食を喫食していない児童･生徒の保護者へのちょこっとおたすけ絆サポート券配布事業			2213-07
款	10	教育費	担当課	学校給食課	
項	07	学校給食費		現　年	前年度からの繰越
目	01	学校給食費	物価高騰対応経費	1,696,200円	1,250,750円
事業の目的		学校給食費の抜本的負担軽減のため、市立学校給食センターから提供される給食を喫食できなかった児童生徒の保護者を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、対象となる児童生徒の保護者に対し、「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を配布する。			
事業の概要		【配布対象者】令和7年9月1日現在、加須市に住民登録がある次の児童生徒 ・平成22年4月2日～平成31年4月1日生まれ(令和7年4月から9月までの加須市立小中学校給食費一時免除の対象となる児童生徒を除く) 【配布物】絆サポート券1万円分 【対象者】約200人			

物価高騰に係る対応

・物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯のうち、市立学校給食センターから提供される給食を喫食しなかった児童生徒の保護者を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、加須市商工会が発行する「ちょこっとおたすけ絆サポート券」(児童生徒一人につき1万円分)を配布した。

また、配布事業の円滑な実施を図るため、ちょこっとおたすけ絆サポート券の発行等を行う加須市商工会に対し補助金を交付した。

配布状況
配布対象者数　　179人
絆サポート券利用期間
令和7年12月1日から令和8年5月31日

【前年度からの繰越事業（繰越明許）】 1,250,750円
・前年度からの繰越事業の内容
ちょこっとおたすけ絆サポート券配布に係る事業補助金（371,250円）、事業交付金（879,500円）

・令和6年度から令和7年度へ繰り越した理由
絆サポート券の利用期間（令和6年12月～令和7年5月）に対応する加須市商工会の換金作業等が、令和7年4月以降となり、事業完了予定日が令和7年9月30日までのため。

【翌年度への繰越事業（繰越明許）】 970,940円
・翌年度への繰越事業の内容
ちょこっとおたすけ絆サポート券配布に係る郵便料（32,884円）、事業補助金（452,556円）、事業交付金（485,500円）

・令和7年度から令和8年度へ繰り越す理由
絆サポート券の利用期間（令和7年12月～令和8年5月）に対応する加須市商工会の換金作業等が、令和8年4月以降となり、事業完了予定日が令和8年9月30日までのため。

ⅱ　公営企業会計の状況

水道事業	水道課

【物価高騰に係る対応】全世帯及び全事業所の水道基本料金を支援：156,000,000 円

物価高騰の影響を受けている市民生活及び事業活動を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全世帯及び全事業所（官公庁を除く。）の水道基本料金を以下の期間において一時的に免除した。

・令和 7 年 2 月～令和 7 年 5 月の 4 箇月（令和 7 年度分は令和 7 年 4 月～5 月の 2 箇月）

・令和 8 年 2 月～令和 8 年 7 月の 6 箇月（令和 7 年度分は令和 8 年 2 月～3 月の 2 箇月）

水道基本料金を一時的に免除したことに伴い、水道事業収益（水道料金収入）が減収となったため、一般会計から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として補助を受けたことにより、水道事業運営の安定化を図ることができた。

1　収益的収支

項目	令和 7 年度	令和 6 年度	比較	
			増減	割合
水道事業収益	2,576,278,115 円	2,602,311,452 円	△26,033,337 円	99.0%
水道事業費用	2,400,811,680 円	2,363,896,824 円	36,914,856 円	101.6%
差引（純利益）	175,466,435 円	238,414,628 円	△62,948,193 円	73.6%

2　令和 7 年度 水道基本料金免除実績等【第 5 弾】

（1）免除期間　令和 7 年 4 月～5 月（2 箇月間）

（2）免除件数　51,172 件

（3）免 除 額　52,200,005 円

※ 令和 6 年度繰出金 104,000,000 円のうち、令和 7 年度分として水道事業会計へ繰り入れた 52,000,000 円を充当した。

3　令和 7 年度 水道基本料金免除実績等【第 6 弾】

（1）免除期間　令和 8 年 2 月～3 月（2 箇月間）

（2）免除件数　51,672 件

（3）免 除 額　52,763,492 円

（4）繰 出 額　156,000,000 円

（令和 7 年度分 52,000,000 円・令和 8 年度分 104,000,000 円）

※ 繰出金 156,000,000 円のうち 104,000,000 円は、令和 8 年度免除分（4 月～7 月検針分）のため、令和 8 年度水道事業会計へ繰り入れた。